

電子提供措置の開始日2026年6月1日

**第25回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

【第2回新株予約権】

①新株予約権の数

78,000個（新株予約権1個につき1株）

②新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 78,000株

③新株予約権の払込

無償

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個あたり300円

⑤新株予約権を行使することができる期間

2024年7月1日から2030年9月30日

⑥新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、または従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (b) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社は他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (c) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。
- (d) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (e) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定

年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦当社役員の保有状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な事項に該当する新株予約権の当事業年度末日における状況

【第1回新株予約権】

①新株予約権の数

7,500個（新株予約権1個につき1株）

②新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 7,500株

③新株予約権の払込

有償

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個あたり300円

⑤新株予約権の払込金額

1個あたり8円

⑥新株予約権を行使することができる期間

2024年7月1日から2026年12月31日

⑦新株予約権の行使の条件

- (a) 権利者は、2021年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が18,000百万円を超過し且つ、2022年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が19,000百万円を超過し且つ、2023年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が20,000百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定においては、発行時点の当社の決算報告書に記載される損益計算書の売上高の定義を用いるものとする。

- (b) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が

新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (c) 権利者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (d) 権利者が死亡した場合、権利者の法定相続人のうち1名（以下本号において「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。
- (e) 権利者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (f) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先または業務提携先等（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた権利者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑧当社役員の保有状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況は以下のとおりです。

当社は、2026年3月19日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）を同日付で一部改定する決議をいたしました。以下は、改定後の内容に基づいて記載しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備およびコンプライアンスの実践を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (4) 内部監査の体制・要領等を社内規程等で定め、周知のうえ運用の徹底を図り、各組織の業務の有効性・効率性、報告の信頼性および法令等の遵守に留意のうえ、内部管理体制に対する独立した検証・評価を行い、代表取締役社長、取締役会、経営会議、および監査役に対し、内部管理体制の評価の報告、および問題点の改善方法の提言等を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

- (3) 危機発生時には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態への対応に向けた体制をとるものとし、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定機能および業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- (2) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「決裁権限規程」、「職務分掌規程」を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。

5. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「親会社との協議・報告等に係る規程」を定め、親会社のグループ経営管理方針等に則することで、当社の業務の適正確保に資するとともに、当社の経営の独立性を尊重し、親会社から独立した自立的な内部統制システムを整備する。
- (2) 「関連当事者等取引管理規程」を定め、親会社およびグループ企業との間で取引を行う場合においても、一般株主との利益相反を回避し、少数株主の利益を損なうことのないよう、適正な手続を経たうえで意思決定を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
- (2) 補助すべき使用人は、監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従いその職務を行うこととする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会の他経営会議等重要な会議および任意の会議に出席することができる。
 - (2) 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
 - (2) 監査役は、職務の執行について生ずる合理的な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき速やかに支払の処理をする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合および、取締役、執行役員との面談により重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。また、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門的な立場からの助言を求めるなど必要な連携を図る。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- (2) 各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

- (1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係を遮断、不当要求を拒絶する。不当要求が生じた場合は、必要に応じて民事および刑事の両面から法的措置を講じるとともに外部専門機関等との連携を図る。
- (2) 当社は、反社会的勢力に対して、「反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力対応マニュアル」を基に対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

なお、当社は、2026年3月19日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）を同日付で一部改定する決議をいたしました。以下は、改定前の内容に基づいて記載しております。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み

当社の取締役会は、当事業年度末日時点において、取締役8名（うち、社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査役3名（うち社外監査役は3名）が出席しております。頻度については、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じ開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有するなどの方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性および効率性を確保しております。

2. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役および他の取締役と意見交換を実施しております。また、毎月1回、また適宜臨時監査役会を開催し、経営会議やコンプライアンス委員会、リスク管理委員会の情報共有に基づき会社の状況を把握し、監査体制を整備しております。

内部監査部は、代表取締役会長の承認を受けた監査実施計画に基づき、社内の組織を対象とする監査を実施し、法令や社内規程の遵守の結果および改善状況を代表取締役会長および取締役会へ報告しました。

3. コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、重要事案について審議および報告を実施いたしました。また、インサイダー取引の未然防止をコンプライアンス上の重要な課題のひとつととらえ、毎月実施しているコンプライアンス研修において、インサイダー取引の事例等の情報を提供するなど、継続的な未然防止の取組みに努めました。

4. リスク管理に対する取組み

事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図るため、リスク管理委員会を四半期に一度開催し、委員会では各種課題へのリスク低減に向けた対応方針について議論を行いました。

また、リスクが顕在化した際の、影響範囲の詳細化や対応計画の有効性確認などリスク統制体制の高度化に向けて継続的な取組みに努めました。

5. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

当社は、あらかじめ定められた事前承認、事前協議、事前報告および事後報告に関する事項について、親会社との連携を図るとともに、親会社のグループ経営管理方針等に則り、当社の経営管理を行いました。

また、親会社およびグループ企業との間で取引を行う場合には、取締役会において、一般株主との利益相反を回避し、少数株主の利益を損なうことのないよう、十分な審議を行いました。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,709	1,610	2,453	4,063	27	2,012	2,039
当期変動額							
利益剰余金の 配当						△911	△911
新株の発行（ 新株予約権の 行使）	20	20		20			
当期純利益						1,728	1,728
自己株式の取得							
自己株式の処分			13	13			
自己株式の消却			△344	△344			
当期変動額合計	20	20	△331	△311	－	817	817
当期末残高	1,730	1,630	2,121	3,752	27	2,829	2,856

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△620	7,192	0	7,193
当期変動額				
利益剰余金の 配当		△911		△911
新株の発行（ 新株予約権の 行使）		40	△0	39
当期純利益		1,728		1,728
自己株式の取得	△0	△0	－	△0
自己株式の処分	32	45	－	45
自己株式の消却	344	－	－	－
当期変動額合計	377	903	△0	902
当期末残高	△243	8,095	0	8,096

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関連会社株式

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	5年～15年
--------	--------

工具、器具及び備品	5年～15年
-----------	--------

構築物	10年
-----	-----

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 保証履行損失引当金

家賃保証に係る損失に備えるため、過去の代位弁済発生率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員に対する役員退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料、継続保証料および月額保証料に区分されており、各保証料の保証対象とする期間にわたって収益計上を行っております。

その他、手数料収入については、保証事務および収納代行にかかる手数料であります。顧客との契約に基づき、各サービスを履行する一時点において、収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示していた仮受金について、金額的重要性が増加したため、「仮受金」として独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

求償債権・家賃立替金に対する貸倒引当金	2,862百万円
未収入金に対する貸倒引当金	150百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりに関する情報

求償債権および家賃立替金は、賃借人に対する債権であり、未収入金は不動産協定業者および賃借人に対する債権であります。将来の貸倒損失は、滞留期間（1ヶ月以内、3ヶ月以内、1年以内、1年超）によって分類された債権区分ごとの過去一定期間に発生した貸倒実績率に近似すると仮定し、損失見込額を計上しております。また、社内格付により破産と定義される債権は個別に回収可能性を勘案し必要と認められる額を計上しております。将来、賃借人および不動産協定業者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増しまたは貸倒損失が発生する可能性があります。

2. 保証履行損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

保証履行損失引当金	677百万円
-----------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりに関する情報

保証履行損失引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲内における損失に備えるため、将来損失額は求償債権の発生状況（債権未発生、1ヶ月以内、3ヶ月以内、1年以内、1年超）によって分類された債権区分ごとの過去一定期間に発生した代位弁済発生率と求償債権の貸倒実績率に近似すると仮定し、損失見込額を計上しております。

将来、賃借人の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の積み増しが発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務

8百万円

2. 保証債務 135,970百万円

賃借人の支払家賃等に対して家賃債務保証を行っており、全ての家賃債務保証契約から代位弁済請求が発生した場合の月額の金額を記載しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高
営業費用 197百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および株式数
普通株式 26,653,900株
2. 当事業年度末の自己株式の種類および総数
普通株式 426,287株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 配当金の総額	911百万円
② 1株当たり配当額	35.00円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月14日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	1,049百万円
② 1株当たり配当額	40.00円
③ 基準日	2026年3月31日
④ 効力発生日	2026年6月10日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式	85,500株
------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	194百万円
貸倒引当金	928百万円
保証履行損失引当金	208百万円
前受金	1,981百万円
賞与引当金	120百万円
役員退職慰労引当金	184百万円
未払事業税	45百万円
その他	200百万円

繰延税金資産小計	3,864百万円
----------	----------

評価性引当額	－百万円
--------	------

繰延税金資産合計	3,864百万円
----------	----------

繰延税金負債

資産除去債務	2百万円
--------	------

繰延税金負債合計	2百万円
----------	------

繰延税金資産の純額	3,861百万円
-----------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、家賃保証事業を行うにあたり、主に銀行等金融機関からの借入により必要資金を賄っております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であることから、デリバティブ取引は行っておりません。

当社は、保証委託契約を締結した賃借人の家賃不払い等の債務不履行が発生した際には、賃借人に対して代位弁済を実施しております。代位弁済の実施により生じる求償債権・家賃立替金や営業債権である未収入金は、賃借人および不動産管理会社の債務不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。当該リスクについては、保証委託契約締結前に自社の審査システムに基づき審査の適正性の確保に努めております。また、代位弁済の実施により当社が取得した賃借人に対する求償債権・家賃立替金および未収入金については、当社の定めるルールに従い債権回収を専門に行う部署が回収を担当しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、求償債権、家賃立替金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債務（＊1）	5	5	△0
(2) 長期未払金（＊2）	240	229	△11

（＊1） 1年内返済予定のリース債務のみとなります。

（＊2） 貸借対照表上は固定負債のその他に含めております。

（注1） 市場価格のない株式等は非上場株式（貸借対照表価額480百万円）であり、上記表に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年内返済予定）	—	5	—	5
長期未払金	—	229	—	229
負債計	—	234	—	234

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

リース債務、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

持分法損益等に関する注記

	当事業年度
関連会社に対する投資の金額(百万円)	420
持分法を適用した場合の投資の金額(百万円)	443
持分法を適用した場合の投資利益の金額(百万円)	△18

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三菱ＵＦＪニコス株式会社（非上場）

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミアム市場、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

308円68銭

1 株当たり当期純利益

66円06銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の家賃債務保証にかかる保証料収入は「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等に従って売上を計上しているため「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりません。

その他、手数料収入については、保証事務および収納代行にかかる手数料であり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

売上高の内訳としての保証料収入と手数料収入は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

大区分	小区分	当事業年度 (2026年3月31日)	売上計上に際して 適用される会計基準
保証料収入	初回保証料	12,034	「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)等
	継続委託保証料	8,709	
	月額保証料	952	
	小計	21,696	
手数料収入	保証事務手数料	2,349	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等
	収納代行手数料	2,054	
	その他	88	
	小計	4,492	
合計		26,188	—

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	保証事務手数料	収納代行手数料	その他	
一時点で移転されるサービス	2,349	2,054	88	4,492
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	2,349	2,054	88	4,492
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,349	2,054	88	4,492

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等
該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。